

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和5年度第1回芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会		
日時	令和5年7月10日(月) 14:00~16:00		
場所	芦屋市役所分庁舎2階 大会議室		
出席者	会長 岩槻 知也 副会長 大林 英夫 委員 大脇 巧己 鞍田 反省 杉田 俱子 荒西 正和 田中 隆子 欠席委員 由良 京子  事務局 市民生活部長 大上 勉 人権・男女共生課長 竹内 浩文 人権推進係長 鈴木 達哉 人権・男女共生課課員 阿曾 直子 学校支援課長 坪井 政人		
事務局	人権・男女共生課		
会議の公開	公開		
傍聴者数	0人		

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議題

- ア 第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表(令和4年度実績・令和5年度実施計画)について
- イ 芦屋市人権についての市民意識調査(令和6年度実施)の調査項目について
- ウ その他

2 提出資料

- (1) 令和5年度第1回芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会次第
- (2) 芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会委員名簿
- (3) 資料1 第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針評価基準
- (4) 資料2 第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表(令和4年度実績・令和5年度実施計画)
- (5) 資料3 人権に関する市民意識調査(平成26年度・令和元年度・令和6年度案)設問項目対比表

3 審議内容

(事務局竹内) 会議の進行につきまして、懇話会設置要綱第5条第3項によりまして、会議の議長は会長があたることになっておりますので、岩槻会長、本日の会議進行をよろしくお願いいたします。

(岩槻会長) それでは、会議に先立ちまして、委員の出席状況及び会議成立の報告をお願い

いします。

(事務局竹内) 本日は、委員 8 名中 5 名の委員が出席されており、田中委員と大脇委員は少し遅れて来られます。過半数以上の委員がご出席されていますので、懇話会設置要綱第 6 条第 2 項により会議は成立しております。

(岩槻会長) 次に会議の公開についてご説明をお願いします。

(事務局竹内) それでは、議事に入ります前に、会議の公開につきまして、ご説明いたします。芦屋市情報公開条例第 19 条の規定により、附属機関等の行う会議は、原則公開となっています。傍聴を希望される方には、傍聴していただくことができますが、本日、希望者はおられません。また、非公開情報が含まれる事項の場合及び公開することで会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合で、会議出席者の 3 分の 2 以上の賛成がある場合は、公開しないことができると規定されております。本日の懇話会議案に非公開情報は含まれておらず、会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合にも該当しないと思いますので、公開とさせていただきますと考えておりますがいかがでしょうか。

(岩槻会長) はい、ありがとうございます。会議を公開とさせていただいてもよろしいでしょうか。

#### 【委員賛同】

(岩槻会長) それでは公開とさせていただきます。

(事務局竹内) ありがとうございます。また、会議録の要旨も公開となりますので、会議録の作成のため、録音をさせていただきますので、ご了解ください。会議録の公表につきましては、ご発言者のお名前も公表いたします。ここからは、会長にお渡しいたします。よろしくをお願いします。

(岩槻会長) はい、ありがとうございます。それでは、議事に入っていきたいと思えます。まず、議題(1)第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表(令和4年度実績・令和5年度実施計画)について、事務局のご説明をよろしくお願ひいたします。

#### 【事務局より、議題(1)第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管理調査表(令和4年度実績・令和5年度実施計画)について、資料1、2に沿って説明】

(岩槻会長) それでは、どんな点からでも結構ですので、委員のみなさまからご質問・ご意見等をいただければと思えます。基本的には、それぞれの委員のみなさまの日ごろの活動とのかかわりで、関連の領域でのご意見いただければと思えますが、もちろん、それ以外の点につきましても、忌憚のないご意見をいただければと思えますので、よろしくお願ひいたします。

(大林委員) 2ページにカウンセリングセンター相談事業が掲げられております。課題の部分に高校世代の相談にも対応できるため、本事業を行うことで、スクールカウンセラーへの相談ができない年代への対応を行うことができたとありますが、学校に配置されているスクールカウンセラーが、全然いかされていないと考えて良いのですか。あるいは、スクールカウンセラーが勤務する時間では対応できないというようなことがあるのですか。なぜスクールカウンセラーではできないのかということをお聞きたいです。

(事務局坪井) スクールカウンセラーは兵庫県の教育委員会の事業で、公立の小中学校、中学校に配置して対応するという事業になっております。芦屋市の場合、芦屋市立の高

等学校がございませんので、芦屋市の高校生は、スクールカウンセラーの配置対象となっておりません。ただ、芦屋市のカウンセリングセンターは、業務委託しており、芦屋市在住の方にはご利用していただけます。ですから、私立の小中学校に通っている生徒、高等学校に通っている生徒も対象になるということで、このような内容となっております。

(大林委員) 次に、17番の高齢者生活支援センターの災害時要配慮者支援の取り組みで、令和5年度の予算が令和4年度のほぼ5分の1の55万円に減っておりますが、この額でも十分に対応できるということでしょうか。

(事務局鈴木) 令和4年度の実績の最後に記載させていただいております、システム更新のためOSバージョンアップ作業を実施したというところで、システムのOSバージョンアップの関係で、令和4年度は金額が高くなっております。令和4年度でバージョンアップは完了しましたので、令和5年度につきましては、システムの保守費用のみ予算として計上しております。

(大林委員) この予算でもやっていけるということでしょうか。

(事務局鈴木) 民生児童委員のみなさまにご協力いただきながら、この金額で実施しているところがございます。

(杉田委員) 4ページ17番の事業内容で、要配慮者支援と書かれているのですが、その次の実施目標のところは要援護者支援と書かれております。同じ意味でしょうか。

(事務局竹内) 詳細については確認しておきますが、おそらく要配慮者という対象のかたを管理するための台帳が要援護者台帳ということだと思います。

(杉田委員) 5ページの21番ですが、芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例というのが、たくさん書いてありますが、芦屋市共に暮らすまち条例という親しみのある愛称名がございます。長い正式名を書かなければならないのであればいいのですが、簡単にできるのなら愛称名を記載いただきたいと思います。

(事務局竹内) ありがとうございます。

(大林委員) 7ページの32番、外国人児童生徒等に関わる教育指針に基づいて教育支援事業ということがあり、予算が2倍ほどになっております。8ページの39番、災害時の在留外国人への支援も予算が3倍ほどついておられるが、外国人の児童生徒が増えているということでしょうか。

(事務局坪井) 7ページ32番に関しましては、ご指摘のとおり、外国人児童生徒、外国にルーツを持つ児童生徒の転入が年々増えている状況です。ですから、予算の増額に関しては、大半が転入してきた児童生徒への支援、主には人的配置に伴う予算の増額ということがございます。

(岩槻会長) かなりのペースで増えているのでしょうか。

(事務局坪井) 正確な数字は申し上げることはできないのですが、そのような児童生徒への配慮のため、県からの加配教員3名のうち1名が芦屋市に配置されており、県の中でも増えている状況です。

(田中委員) 5 ページに合理的配慮という難しい言葉がございますが、この合理的配慮というのはどのようなことなのでしょう。また、芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例のところ、芦屋市「の」とか芦屋市「で」とかいうほうがわかりやすいのではないかと思います。

(事務局鈴木) 合理的配慮というのは、例えば、民間の事業者さんのお店を利用する際に、障がいのある方ですと、入り口に段差があったらスロープなどが必要になります。障がいのある方に普通にお店を利用していただくために、お店側が配慮をする必要がありますが、工事をして手すりを付けたり、スロープを付けたりするのも配慮であり、それが難しい場合は、お店に入るときに手を貸してあげて、入店を手伝うということも配慮に当たります。そのような、お店側に無理のない範囲での障がいのある方へのバリアを取り除くための配慮を合理的配慮と呼んでおります。条例の名前につきましては、「の」などが付いていたほうがわかりやすいとは思いますが、この名称で議会を通過して、この条例名で進んでいるところです。

(事務局竹内) この表において、愛称名などを使いながらわかりやすい文章にさせていただきます。

(事務局大上) 補足になりますが、固有名詞として、鍵カッコ表示するなり、親しみやすいように愛称名を付けたものには、愛称名を記載するようにします。国・県・市で同じタイトルの同じ趣旨の計画や条例があって、芦屋市の条例なのですということを示すために、頭に芦屋市と付いていることが多いです。おっしゃるとおり、日本語としては芦屋市「の」ということですが、計画名や条例名の固有名詞としては、芦屋市なんとか計画というように冠として付いていることが常にありますので、そういう意味で固有名詞であるということで鍵カッコを付けるなど、わかりやすく、誤解のないような表示に努めていきたいと思っております。

(岩槻会長) 21 番の合理的配慮のところですが、これがC評価になっておりまして、昨年度の決算額が予算に比べて非常に低いということの理由をお伺いしたいです。

(事務局鈴木) 所管課で商工会にチラシを配るなどして周知を図っていたのですが、コロナの関係で業績が上がらず、合理的配慮まで手が回らなかった関係で、申請が少なかったことが考えられます。また、合理的な配慮になりますので、無理をして工事をしたり、備品を買ったりというのではなく、気持ちや工夫で配慮を行うという事業者さんもございますので、件数が伸びなかったという可能性もございます。

(岩槻会長) 周知の問題もあるのでしょうか。

(事務局竹内) 周知も積極的にしていけないと思います。

(杉田委員) 最近障がい福祉課で、そのお店が、手話ができますとか用具を用意していますということがわかるようなシールを作っているようです。この前、身体障害者福祉

協会が行ったユニバーサルカワイイという行事、これ600人くらいのかたがリード  
芦屋に入ってくださいました。このときに28店舗に出店いただいたのですが、この  
お店が何の基準で出店いただいたのかと言いますと、バリアフリーや配慮ができる店  
舗です。この行事に、障がい福祉課の担当職員も来てくださって、5ページ目24番  
の事業実施目標のところにある、障がいのある人に対して配慮を行っている市内店舗  
などに、芦屋市みんなにやさしいお店事業への登録を促すと書いてありますが、出店  
いただいた店舗に、登録をいかがですかと声掛けをしてくださって、少しずつこれが  
動き出すとお金も出ていくのではないかと、何か事業ができるのではないかと感じてい  
ます障がい福祉課はいつもそういったところに出てきてくださって、何ができるかを  
考えてくださっているのです、期待大という感じです。

(岩槻会長) これが次の予算につながっているというところですね。合理的配慮とは具体  
的なイメージがわからないので、今おっしゃっていただいた活動というのはとても大事  
で、企業・お店の側も何をしたらいいのかが具体的にわかっていくと思います。

(杉田委員) ウーバーイーツで運んでくれるお店も同じです。障がい者が行かなくても運  
んできてくださる。そういうお店が芦屋にはたくさんありますよという周知をするこ  
とで、みんなに知ってもらえるような工夫を障がい福祉課だけではなく、障がい者団  
体などが宣伝していかないと、行政だけではなかなか難しいような気がします。

(大脇委員) 私自身は芦屋市内で団体の経営をしております、商工会にも入っておりま  
すので、商工会からこのような配慮をしたい場合は、改善費用をいただけますよとい  
うお話はいただきまして、理解していました。今教えていただきました、障がいのある  
人に対して配慮を行っている市内のお店の登録のほうは、知らなかったというのが  
事実です。折角なので商工会もあわせてそういった啓発を行っていただいたら気づけ  
たのかなと思いました。それともう1つは、障がいのある人に対して、配慮を行っ  
ている市内の店舗というと、既にやっている店舗だけというイメージを持ちました。思  
いはあるけれどこれからそうしていきたいという店舗もあると思うので、是非、これ  
からの対象への啓発もしていただくことで広がっていくと感じました。

(大林委員) 今のことに関連して、配慮のあるお店というのはすばらしいことだと思っ  
ています。障がいのある人が事業所で作っているお菓子とかパンとかを学校に来て販売  
しているのですが、そういうものを優先的に置いていただけるお店ということではな  
いすよね。障がいのある人が利用しやすいお店ということですよ。だからそうい  
うこともしていただけるお店が増えたらもっといいなと思います。いちばんは市役所  
にカフェがありますよね、あそこには置いているのですか。

(杉田委員) 業者が変わる前は、授産品を置いて、定期的に入替えをしていました。新し  
い業者がそれを復活させると思います。

(事務局大上) 市役所の地下の売店でも定期的に置いております。

(大林委員) そのようなことが連動して、授産品を置いていただけるお店が増えたらもっとすばらしいなと思います。

(杉田委員) 23番に記載があります、障がい者の作品展というのが1年に1度あるのですが、その1週間の作品展の間は、障がい者の作ったものを見てくださいます。障がい福祉課が動いて、コープこうべさんのお店に一定期間作品を置いてくださいました。そうすると、いつも売れるものとは違うものがたくさん売れたとおっしゃっていた。お客様が違うと違うものを求めてくださる。だから街の中に出ていけないといけない。コープこうべさんはとても理解があって、協力してくださっているので、このようなことがもっと広がって、作品展が終わった後、作品を飾ってくださるお店が増えたらとても素敵だなと思います。商工会さんとお話をしないといけないなと思いました。

(岩槻会長) ピンポイントでしっかり宣伝するというのも必要だと思います。一緒にやりたいと思っている業者さんもおられる可能性がありますので、そこにうまく情報を届けるということが必要だと思います。

(鞍田委員) 高齢者の認知症の施策が出ておりますが、芦屋でも3人に1人が高齢者になっている時代であり、その事実を公表したくないという方もおられるので、こういった施策はもっと市民に本当にアピールできるようにやっていけないと思います。

(岩槻会長) やはり、どう浸透させるかということですね。そうしましたら、本日出していただいたご意見を踏まえまして、事務局で議題1に関する取り組みを進めていただくということになるかと思います。議題1についてはこれでよろしいでしょうか。

#### 【委員賛同】

(岩槻会長) はい、ありがとうございます。それでは、もう一つの議題に移りたいと思います。芦屋市人権についての市民意識調査(令和6年度実施予定)の調査項目についての検討をお願いしたいということで、まずは事務局からご説明をお願いします。

#### 【事務局より、議題(2)芦屋市人権についての市民意識調査(令和6年度実施)の調査項目について、資料3に沿って説明】

(岩槻会長) 次年度に実施予定の市民意識調査の内容ですが、今ご説明があったように、本日特にご意見いただきたいのは、令和6年度案のゴシックで書かれている項目、これは基本的に兵庫県の県民意識調査をベースにして追加してはどうかという提案ということで見ていただいて、まず、その点につきまして令和6年度の案で、書き込みが行われている部分につきましてのご意見、追加すべきでないとか、もっと追加すべき

ということがあるのではないかとということも含めまして、委員の皆様のご意見をいただければと思います。ご質問でも結構です。どうぞよろしくお願いいたします。

(荒西委員) 平成26年から令和元年にかけて回収率が10ポイント以上落ちているということが気になります。また、実際回答いただいている方が、年齢が高い方が多いという傾向が気になります。若い世代も回答いただける呼びかけなどを考えていかないと回収率の低下に歯止めがかからないかなと思います。

(岩槻会長) ご指摘のとおり、10ポイントほど落ちています。そのうえインターネットでの回答ができるということでも10ポイント落ちている。普通はインターネットでの回答が可能ならばもっと回答が増えると思うのですが、そうでなくて落ちているというのは、若い世代が見向きしていないとか、結局紙ベースで、ご意見の中心は高齢の方となっているという実態があるということなので、どう若い世代の意識を明らかにしていくのが大きな課題だなと私も思います。インターネット調査をうまくやるやり方はないのかということも含めて、回収率をどう上げるのかというのは、大きな課題なのかなと、今のご意見伺いながら改めて思いました。

(大脇委員) 4ページの間6と間7を削除するということですが、削除する理由があれば教えていただきたいです。また、5ページ目の一番下のあたり、ヤングケアラーの問題について、最近非常に重要なことだと思いますが、これを入れていただくことは良いと思うのですが、実際に辛く感じているのは、子どもたちであって意識調査に回答するのは基本的に大人という設定ですよ、その中で、ヤングケアラーのことが入ること自体はプラスだと思うのですが、果たしてこれが現実のとおり回答いただけるのか少し気になりました。こちらは意見になりますが、この2点についてお願いいたします。

(事務局竹内) 削除について、質問が回答者にきちんと解釈していただきにくい項目であるという議論がございます。「ないと思う」と回答してしまうのが、人権にあまり関心を持っていただけていない方が「ないと思う」と答えてしまって、正しい現状が回答として反映されにくい項目ではないかというような議論がございます。そういった理由で、削除も検討しているということです。ヤングケアラーにつきましては、正しく回答いただけるかという観点でもう少し研究して、どのようにするか考えさせていただきたいと思います。

(大脇委員) 間6と間7は、本来何を確認したいがための項目として作られていたのか、それをうまく収集できる問いであれば、削除ではなく改定ということもあり得るのですよね。今のお話ですと、興味関心がないからといって「ないと思う」という回答が多いということではなく、行政として何を聞きたかったのかという観点で考える必要があるのではないのでしょうか。

(事務局竹内) 人権侵害が行われている実態と、どのようなことが行われているのかとい

うことを情報収集するものでございます。自分の行動を顧みるということが希薄な方が「ない」と選択してしまい、その方は実は気付かずに人権侵害をしているというケースもあるかもしれません。実態が正しく反映されにくい項目であるので、委員がおっしゃるように工夫するのか削除するのか、また、別のところでどういった行動をとっているということが把握できるのであれば、そちらのほうに収束させ、各分野別に項目を入れることができるかということも考えながら、判断していきたいと思います。

(岩槻会長) 具体的に言われないとわからないですね。人権侵害と言われても、それはないかもしれない、となると思います。やはり具体的にどういう行動なのか、もしかしたら、問題ごとにそういった項目を作ってもいいのかもしれないですし、何か工夫して聞くことができれば、回答者の気付きにもなるかもしれません。実は調査とは啓発的な意味合いもあるので、そのような項目づくりを工夫するというのも必要かもしれないということを、ご意見を伺っていて思いました。それと、ヤングケアラーについて、どのように兵庫県は聞いているのか、確かに当事者には聞きにくい部分、表現しにくい部分もあるようなことも聞きますし、既存の調査でどんな聴き方をしているのかという研究をする必要があると思いました。

(杉田委員) この調査は大人が答えるのですよね。ヤングケアラーは子どもですよね。子どもに人権に関するアンケートをとったことはありますか。

(事務局竹内) 人権相談の窓口はもちろんありますが、子どもへの人権の意識調査としては実施しておりません。

(杉田委員) 中学生や高校生のほうが答えてくれるかもしれません。この調査を真剣に答えようと思ったら、大人も時間かかりますよね。だけど、案外、中学生・高校生に聞いてみるのはいかがでしょうか。

(大林委員) 小学生・中学生・高校生は、学校を含めて連携をして、その結果をいただくということもできるのではないのでしょうか。普通は学校で似たような子ども版アンケートを作って、それと一緒にこれを集計していくというのも方法かもしれません。実際そのほうが自然だと思えます。

(岩槻会長) 重要なお指摘ありがとうございます。この意識調査の対象は大人ですよね。

(事務局竹内) 16歳以上となっております。

(岩槻会長) 比較的若い方からになっていますね。ヤングケアラーは定義が広くて、例えば30歳くらいも含めるような議論もございます。16歳以上でも当事者が含まれるという面もあるし、もっと低い年齢の子どもたちも、そういう状況にあるという話も聞きますので、学校とのタイアップで調査していくというのもひとつの重要な方向性であると思いました。

(事務局大上) もともとヤングケアラーという課題については、当然大きな人権問題です。今回子ども子育てについて部署を一本化して組織を強化していろいろな取り組みをし

ていこうという動きにもなってございます。また、報道等でご存じかもしれませんが、高島新市長の発想で、つい先日も市内の3つの中学校に市長自ら回りまして、給食を食べながら、例えば、髪型や校則について、生徒たちはどう考えているのかというような聞き取りをしたり、学生から意見を伺い、それが市制に反映できるような仕組みができればいいなということを発信したり実践しだしたりしているところもでございます。ちょうどこの人権の分野につきましても、根底となる大きなところですので、委員からいただいたご提言も踏まえながら、庁内で連携しながら、しっかりと実態の把握にもつなげていけたらと思っております。

(大脇委員) このアンケートとはずれるのですが、特にこのヤングケアラーの問題は、デートDVなどと一緒で、本人がそれに該当するということが付いていない、そのようなお子さんが多いと思うので、是非このアンケートや実態把握よりも、啓発のほうにも力を入れていただけたらいいかなと思います。

(荒西委員) 6ページのこどもの人権の問11の8番目、家庭で保護者がこどもに躰をずる。この表現を少し見直してもいいのかなと思います。家庭でこどもに、人権のことや自分を大切にすることなどを伝えるとか、なにか躰というのは言葉がきついなという気がします。

(大林委員) 2ページに戻りますが、公的機関や学校・企業のところで、学校を入れられたとありましたが、公的機関の中に学校が入ると思います。公的機関というのはどこをイメージして公的機関とされていたのかによると思うのです。それで具体的には6番に学校でのいじめや体罰というのがあるので、これはイメージからしたら市の行政の機関や警察などになってくるのかなと思っています。あえて学校を入れたというのは、学校でのいじめが多く取り上げられているというのも関係しているのかとは思いますが、6番目に学校でのいじめや体罰というのがあるので、これはどうなのかなと感じました。

(岩槻会長) この点はどうですか。確かに6番に学校でのいじめや体罰というのがありますので、ここにあえて学校と入れているというのは、どうなのでしょう。

(事務局竹内) おっしゃるとおり、ご指摘を受けてわかりにくい表現になっているところだと思います。おそらくですが、2番は、いじめや体罰以外の、こども同士や、先生とこどもの関係ではなくても、親が先生に対して、うちの子だけ不当な扱いを受けているとか、学校でのいじめや体罰以外での取り扱いに該当するようなことかと思っております。ただ、それがわかりやすいかどうかということがございますので、考えて議論していきたいと思っております。

(岩槻会長) あまり項目を変えると比較がしにくくなるのかもしれませんが、例えば、学校の項目としても1つ立てるとか、校則の問題などもいじめや体罰とは違う部類で、学校だけ増やすという話にはならないかと思っておりますが、2番の今の文言では、6番と

の関連性がわかりにくいというのはご指摘のとおりかなと私も思いました。このあたり、工夫をしていただくことになるかと思います。

(大林委員) 問3-2の5番に公的機関をカッコで括っていますね、法務局・県庁・市役所や人権擁護委員による人権相談窓口と書いておられます。

(岩槻会長) 公的機関というのがとてもあいまいですね。問3-2の5番では具体的に書いているのでわかるのですが、問3-1では特に書いていないのでわかりにくいとですね。この辺りは、整合性を持たせた質問の文言にする必要があると思います。

(岩槻会長) 10ページ性的マイノリティのところの追加の部分、ジェンダーアイデンティティ、性的指向とかアウトティングということについての言葉の説明がないとおそらく答えられないのではないかと思います。難しい概念でこれが何を意味するのかと思いました。県民調査では説明が入っているのかどうかというのが質問です。

(事務局竹内) 前段の、性的指向について本人に無断で第三者に伝えることというのが説明となっています。ただ、状況説明がないので、初めて見る方にとってはわかりにくいところかと思います。

(岩槻会長) 答える人がわかるような説明が必要だと思います。

(杉田委員) 性的少数者を性的マイノリティと英語で言うほうが、今は一般的なのでしょうか。

(事務局竹内) どちらも使われています。LGBTという言葉だけだと、あてはまらないこともありますので、徐々にLGBTという言葉から性的マイノリティとか性的少数者という方向に言葉が置き換わっているという状況にあると認識しております。

(荒西委員) 性的マイノリティに置き換えるならば、7番も性的マイノリティになるのかと思います。

(岩槻会長) 言葉の使い方やその意味についてどう回答者にわかりやすく表現するのか、もちろんわかっている人も増えていると思いますが、これはなんだろうと思う方もおられると思います。このあたり、既存の調査はどのように表現しているのかということも調べていく必要があるのではないかと思います。

(大脇委員) 10ページの新たに追加していただいた、情報化などによる人権侵害の項目ですが、いちばん上の、インターネットを悪用した人権侵害についてあなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか、というこれは記述で聞く予定ですか、それともいくつか事例を挙げたうえで、その中から選んでもらうのか、どのようにされるのでしょうか。

(事務局竹内) 選択肢を設ける予定にしております。今は設問として取り上げるかどうかという問いかけをさせていただいているところでございます。

(大脇委員) 例えばどんなことを想定されているのでしょうか。

(事務局竹内) 整理して次回お見せいたします。

(岩槻会長) この選択肢作りというのは非常に難しいと思います。ご検討いただいて、次の懇話会では具体的な選択肢が提示されるということで、その際に再検討ということにさせていただければと思います。

(事務局竹内) 先ほどの性的マイノリティのところ言葉はどうさせていただくかというところもそうなのですが、言葉というのは生き物で時代とともに変わっていくものですが、わかりやすさという意味では、先走りすぎてもいけませんし、遅すぎて、世間で普通に使われている言葉を芦屋市の方々が知らないままになってしまうことがないようにしなければなりません。非常に悩ましいところで、使う言葉はいつも悩むところです。そういった言葉をどこに落ち着けるのが一番いいのか、時代遅れになりすぎず、先走りもしすぎずというところで、これから事務局で頭をひねって決めていきます。

(荒西委員) ジェンダーアイデンティティはカッコで性自認としたほうがわかりやすいと思います。

(事務局大上) 国の政治の中で法改正をするときに、その言葉遣いはこれではだめだ、では賛同をもらうためにこのように落ち着きましたといっても、慣れない言葉が使われますと、わかりにくくなってしまいますね。

(杉田委員) 10ページの1番上の右ですが、インターネット上で他人を誹謗中傷するなど人権侵害と思われるような投稿やWEBページを見たとき、あなたはどのようにされますかというのは、あなたに誹謗中傷が与えられた時というわけではなくて、他人が誹謗中傷されている。そのとき何かするでしょうか。他人がそれは言わないほうがいいということでしょうか。たいていの方は当事者でない限り、そのケンカには加わらないのではないかとあって、どう答えたらいいのかと思いました。

(事務局竹内) ここも選択肢を設ける予定でございまして、WEB上で不適切な投稿などに対して、通報ボタンをクリックするとか、相談先に連絡するなど色々あるかと思しますので、それをピックアップして次回お見せしたいと思います。

(岩槻会長) 具体的な選択肢が入ってくると答えやすくなっていくと思います。説明にございました、13ページの条約や法律として何を挙げたらいいのかということについてはどうでしょうか。先ほど9番と10番は削除するという案がありました。ご意見いただければと思います。

(荒西委員) パートナーシップ宣誓制度などを載せてもいいのではないかと思います。

(事務局竹内) 条例ではございませんが、制度としてはございますので、ここの設問を変えて載せてもいいのではないかと思います。

(荒西委員) 条例までと線引きされているのであれば、それはそれでいいと思います。

(事務局竹内) 人権に関する重要な制度でございまして、問いかたを変えるというのも一つの手段かもしれないです。

(岩槻会長) そうですね、この項目によって知るということもありますね。あまり項目が多すぎると答えるのが大変ですが、どこまで入れるか、その中で知ってもらうというのも重要な要素かと思います。

(大脇委員) 市が折角やるのであれば、このように大きなものではなく、市に関することだけのほうがいいのではないかと思います。数が減るし、具体的な結果が出るのではないかと思います。

(杉田委員) 心がつながる手話言語条例は入れてほしいです。

(岩槻会長) 芦屋市に絞って、芦屋市の関連の項目だけにしてもいいのではないかと思います。そうすると項目も絞られてくることになります。別建てにするという方法もあります。大きなものも必要だということであればそれだけで作って、もう1つ芦屋市のものだけでまとめるというのもいいかもしれません。

(岩槻会長) その他、特になければ、議題2についても終わらせていただいて大丈夫でしょうか。

#### 【委員賛同】

(岩槻会長) それでは、忌憚のない貴重なご意見をたくさんいただきまして、誠にありがとうございます。このご意見を踏まえて、この調査の項目につきましても精査して、次回は具体的な選択肢も含めてご提示いただくということで、よろしく願いいたします。

今後の予定につきまして、事務局から説明をよろしく願いいたします。

(事務局竹内) 非常にたくさんのご意見をいただきましてありがとうございます。今日いただいたご意見は、所管課に伝えるとともに、庁内で組織する人権教育・人権啓発推進本部会議でもご報告させていただき、本部会議での意見を踏まえ、修正等を加えたいうで、この進行管理表、設問項目対比表等の資料をホームページにて公表します。なお本日の会議録につきましては、案ができ次第みなさまにお送りしますので、お手数ですが、ご確認よろしく願いいたします。その後、ホームページにて公開させていただきます。

みなさまの委員の任期は、今年度の11月末までとなっておりますが、次回の開催について、11月に第2回の開催を予定しております。内容といたしましては、人権についての市民意識調査の調査項目について、さらなる修正点などについてご意見いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局竹内) その他といたしまして、もしご意見があればですが、これから市の施設を整備していくときに、多目的トイレの名称をどのようにしたら良いかということも庁内で問い合わせを受けております。そこで、本市でLGBT電話相談をしていただいで

いる当事者の方々に相談させていただくなどしましたら、みんなのトイレという名前が良いのではないかとおっしゃっていただきました。これについてご意見等ございましたらお聞きしたいと思います。

(杉田委員) この多目的トイレは、オストメイトの方なども使うトイレですか。

(事務局竹内) オストメイトの設備があるトイレもございますし、そこまでの設備がないトイレもございます。多目的トイレであることを何かマークで示すほうが良いのか、言葉で表現するのが良いか、言葉ならどんな言葉が良いかということ进行调查し、相談した結果、みんなのトイレというのが良いのではないかと聞いております。

(杉田委員) みんなのトイレで、女性が長いことお化粧をして、そのような使われ方をしたら、身体の障がいのために使っている方がその間使えないわけですから、少し制限をかけていただいたほうが良いのではないかと思います。良い名前だとは思いますが。

(鞍田委員) 多目的トイレが作られた経緯を考えると、やはり何らかのハンディがある方が使いやすいように作られたということであれば、健常者が使うのはいかがなものかという気はします。みんなのトイレというのは、だれでも使っているいいトイレという意味合いで付けるのでしょうか。

(事務局竹内) 必要性があって使っていただきたい方のためにというのはございます。そのために車いすのマークなどはもちろん付けるとしまして、トイレの名称としまして、いま議論となっているのが、性的マイノリティの方々は、男性マークのところにも入りにくく、女性マークのところにも入りにくいということがございます。障がいのある人のためのマークなどは、これまで通りと考えております。

(大脇委員) 今の話からすると、多目的トイレがみんなのトイレに変わってしまうと、本来多目的トイレが必要な利用者が少し不便になるという話かと思えます。名称は良いとは思いますが、市として、これから男性でも女性でも使える別のトイレを作るのか、多目的トイレをみんなのトイレに変えてしまうのかというのは問題ではないのかと思いました。本来、そのような配慮が必要であるということであれば、普通のトイレが、男性用・女性用・みんなのトイレとあつたうえで、多目的トイレは多目的トイレできちんと確保するほうが、理想ではありますが、良いのではないかと思います。

(田中委員) そのことで犯罪という大げさかもしれませんが、そういったことが起きるかもしれないので難しいですね。

(事務局竹内) 多目的トイレは色々な目的で使っていただくトイレということで多目的トイレという表現になっているわけですが、やはりみんなのトイレという表現ですともう一段階異なる印象があるということでしょうか。

(大脇委員) 障がいのある方とかハンディのある方のトイレでなければ、私はみんなのトイレでいいと思います。それこそ、昭和生まれの私たちは、もともと男女バラバラではなかったところから生活してきているので、あまり抵抗がないです。逆に途中から

男子・女子と分けてしまったので、それが今の人たちには普通になっているのでしょうけれども。

(事務局大上) 問合せのあった部署に、名称だけではなく、これまでの経緯や、今使っている方々の目的を考えたらと、市の中でどういった整理をしようとしているのか確認させていただきます。男子トイレ・女子トイレが1個か2個ずつ減って、それがみんなのトイレになるのなら問題ないということですよ。もし、性的マイノリティの理由でそのような名称のトイレを作るのであれば。

(事務局竹内) 第4のトイレを作るというのは、現実的にはなかなか難しいかと思います。

(大脇委員) とても便利になり、どの階にも男女のトイレがあるので、1階おきに男子とみんなのトイレ、女子とみんなのトイレというようにするだけで、多目的トイレを変える必要はないというのもあるかと思います。それにみんなのトイレに男性も女性もみんな入るということは、別に男性用のトイレをみんなのトイレにしたっておかしくないし、逆に女性用をみんなで使えるようにしても大丈夫。ちょっとした発想の転換でできるのではないかと思います。

(杉田委員) 男性の格好をした方が女性用に来たら、一瞬混乱はありますよね。東京に先進的な会社があるのですが、例えば社内で、竹内さんは今日から女性トイレを使いますというアナウンスがあって、社員がそれを理解します。それがわかっている方がいいのですが、わかっていなければ少し混乱してしまいます。

(田中委員) 大体女性トイレはすごく並んでいます。なので、空いているトイレがあればそちらに行きます。

(大脇委員) コロナで最近は少ないかもしれませんが、ゴールデンウィークなどは、インターチェンジなどにバスが止まると男子トイレはほとんど女性が入っていく、それが普通でしたからね。

(岩槻会長) それが一番合理的かもしれませんね。みんな違ってことですからね。

(事務局竹内) 引き続き考えていきたいかと思えます。ありがとうございます。その他の事項としては以上でございます。

(事務局竹内) 連絡事項といたしまして、お手元にひょうご・ヒューマンフェスティバルのチラシを置かせていただいております。8月26日の土曜日に、今年度芦屋市で大きな人権イベントを行う予定にしておりますので、お時間ありましたら是非寄っていただければと思います。

(岩槻会長) ありがとうございます。これをもちまして本日の懇話会を閉会いたします。